

## 第40回 大阪市人権施策推進審議会 会議録

1 日 時 令和2年2月20日(木) 午前10時～12時

2 場 所 市役所地下1階 第11共通会議室

3 出席者

(審議会委員)

- ・木下吉信      ・佐々木りえ      ・杉田忠裕      ・鈴木暁子      ・高山直樹
- ・辻川松子      ・妻木進吾      ・前田直子      ・(会長代理)三成美保
- ・宮本京子      ・(会長)山西美明      ・和田芳香

(事務局)

- ・田丸市民局理事      ・山本ダイバーシティ推進室長      ・森人権企画課長
- ・藤本多文化共生担当課長      ・古武共生社会づくり支援担当課長
- ・北邑人権啓発・相談センター所長      ・姫野人権企画課長代理

4 議 題 (1)大阪市人権行政推進計画に基づく令和元年度の取組状況について

- ア 「人権が尊重されるまち」指標(令和元年度版)(案)について
- イ 人権啓発の取組みについて
- ウ 人権相談の取組みについて
- エ L G B Tなどの性的少数者にかかる取組みについて

(2)個別の課題について

- ア 大阪市多文化共生指針(仮称)の策定について
- イ 大阪市犯罪被害者等支援に関する条例(仮称)の制定について

5 議 事

廣原人権企画課担当係長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第40回大阪市人権施策推進審議会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を担当いたします市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長の廣原でございます。

まず、本日の審議会の取扱いをご説明いたします。この審議会につきましては、大阪市人権施策推進審議会規則及び審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき公開といたしております。また、情報公開の観点から、本日の議事録、議事要旨につきましては、後日、市民局ホームページに掲載する予定でございます。

次に、本日の資料等についてご案内いたします。お手元に第40回大阪市人権施策推進審議会次第、大阪市人権施策推進審議会委員名簿、配席図をお配りしております。議事資料につきましては資料一覧のとおりお配りしておりますので、そのつご確認ください。

本日まで出席いただいている委員の皆様につきましては、配席図の配付をもってご紹介とさせていただきます。

なお、佐川委員におかれましてはご欠席でございます。

また、事務局につきましても紹介を省略させていただきます。

それでは、市民局からの出席者を代表いたしまして、市民局理事の田丸からごあいさつを申し上げます。

**田丸市民局理事** 皆様、おはようございます。市民局の田丸でございます。

本日は、年度末が近づく中、ご多用のところ、本会議にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃から人権施策の推進はもとより、市政全般にわたりましてご理解、ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、現在の人権を取り巻く情勢といたしましては、インターネット上の誹謗中傷や差別的な書き込み、ヘイトスピーチの問題、個人情報の取扱いの問題、LGBTなどの性的少数者に対する差別に加えまして、不幸にして犯罪の被害者となられた方やその家族への尊厳の確保といったような、様々な人権課題への対応が求められているところでございます。

本日の審議会では、お手元の次第にございますとおり、人権行政推進計画に基づく令和元年度の各種の取組状況並びに個別課題といたしまして、多文化共生に関する指針（仮称）の策定や、大阪市犯罪被害者等支援に関する条例（仮称）の制定について議題といたしております。

本日は大変限られた時間ではございますが、それぞれの議題につきまして、皆様から忌

憚のないご意見を賜りまして、今後の人権行政に生かしてまいりたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上、簡単でございますが、開催に当たってのごあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

**廣原人権企画課担当係長** それでは、これより議事に入ってまいります。ご発言いただく際にはマイクを通してご発言くださいますようお願いいたします。

議事の進行につきましては、山西会長にお任せしたいと存じます。山西会長、よろしく願いいたします。

**山西会長** おはようございます。会長の山西です。

それでは、お手元に第40回大阪市人権施策推進審議会次第がございますので、それに従いまして議事を進めてまいります。

まず、議題の(1)大阪市人権行政推進計画に基づく令和元年度の取組状況についてのア、「人権が尊重されるまち」指標(令和元年度版)の案について、事務局より説明をお願いいたします。

**森人権企画課長** おはようございます。市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長の森でございます。私のほうから、資料1、「人権が尊重されるまち」指標の令和元年度版の案につきましてご説明をさしあげます。これは毎年度改定をしているものでございまして、昨年もちらのほうでは一旦ご議論をいただいた上で、平成30年度版をまとめさせていただいたということでございますので、本日ににつきましては変更の点を中心にご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

お開きをいただきまして、「はじめに」のページの次に目次がございます。目次の、「さまざまな人権課題への取組み」の中の(6)でございます。外国人となっておりますけれども、これ昨年版までは外国籍住民というふうにさせていただいておりましたが、項目の本文中の表現ではあるのですけれども、注釈つきの言葉でございまして、伝わりやすいかどうかというふうな問題もございました。今回、表題ということですので、一般市民の方からも見て、大きく分かりやすい題として外国人、副題としては多文化共生のまちというふうに変更をさせていただいているところでございます。

続きまして、1ページになりますけれども、人権尊重のまちの実現に向けてでございます。1ページでは、本市の取組みの総合的な部分を説明をしております。次の2ページでございます。基本指標として、市民の意識を調査した結果の数値、ここでは人権

全般に関しての基本的な意識について記載をしているところでございます。この項目自体は同じでございますが、全市的な調査方式の変更がございまして、表の下の注と書いてあるところをご覧をいただきたいのでございますが、これまでは市政モニターという仕組みがございまして、登録制で各年度募集をして、1年間基本的に同じ人で市民の意見の収集に活用されてきたという仕組みがあったのでございますが、昨年度末で廃止となりまして、民間ネット調査の方式に切り替えることとなりました。今後、登録制によらず、都度入れ替わる市民の方から意見を収集する方式というふうになっております。

なお、前年度の平成30年度におきましては、市政モニターの最終年度であるとともに、項目数は限定をされましたが、民間ネット調査も並行して行っておりまして、これらの状況を踏まえまして、今年度版におきましては2段書きの調査結果というふうに表がなっております。

この項目で申し上げますと、平成30年度民間ネット調査は同年度の市政モニターと比べますと肯定的な回答の割合が下がっていること。また、民間ネット調査同士で比べますと、昨年度よりは今年度の調査のほうがより肯定的な回答となっております。

他の項目につきましても事情が同じでございますので、同じような表が続いてまいりますので、その点をあらかじめ申し上げさせていただきたいと思っております。数字につきましてはご覧のとおりとなっております。

続きまして、3ページでございます。「さまざまな人権課題への取組み」というふうな題が立っておりまして、各項目、各人権課題についての言及となっております。

続きまして、4ページ、(1)女性ということでございます。4ページから5ページまでの説明文につきましては、昨年と同様の内容となっております。

5ページの下に基本指標がございます。これは人権全般と同様の傾向です。先ほどの人権全般の項目と同様の傾向を数値が示しておることでございます。

6ページでございます。男女共同参画に関する状況という題が立っておりまして、個別の指標を入れさせていただいております。基本指標以外でそれぞれの所管の部署で把握しております関連指標の最新の状況を記載しております。

これまで委員の皆様から、基本指標は意識調査的な数値になりますので、こうした個別施策の進捗を示す数値についても充実を求めるというふうなご意見をいただいていたところでございまして、今年度版では、女性に限らず何項目か追加をさせていただいております。

この6ページでは、一番下、4段目ですけれども、女性チャレンジ応援拠点の利用状況ということで、大阪市男女共同参画基本計画の2次計画から、地域活動の主要な担い手をめざす意欲ある女性の発掘、育成・支援に関する数値を追加をさせていただいております。

その下でございますが、ドメスティック・バイオレンスの項目になりますけれども、この説明文は6ページから7ページにかけまして、昨年度と同様でございます。また、基本指標の傾向、7ページにございますが、これも人権全般と同じ傾向を示しておりますので、ご一覽をいただければというふうに存じます。

続きまして、8ページ、(2)のこどもでございます。10ページまで説明はおおむね昨年と同様でございますが、9ページの冒頭のところでございます。9ページの冒頭、平成30年度に市長をトップとする「大阪市児童虐待防止体制強化会議」を開催したという記述は、これは昨年度もあったのでございますが、今年度の記述といたしまして、令和元年8月に大阪府知事を座長とした「大阪児童虐待防止推進会議」、これに大阪市長が副座長として参画をして、さらなる児童虐待防止体制の強化に取り組むこととしましたという記述が新しいものでございますので、追加をしておるところでございます。

10ページでございます。こどもに関する施策・事業などの基本指標のところでございますけれども、同じ2段書きですが、この項目は昨年度、予算的な制約もございまして、民間ネット調査の項目に入れ込むことができませんでしたので、昨年度までは市政モニターのみ、今年度は民間ネット調査のみの数値というふうになっております。やむを得ず幾つかこうした項目も出ておりますので、ご了解を賜ればと存じます。

続きまして、11ページでございます。11ページには個別の指標を入れさせていただいておりますが、上の2つを新たに追加させていただいております。こども相談センターにおける虐待の相談件数でございます。平成25年度の3,193件から、平成30年度は6,316件ということで、5年間で倍増しているというふうな様子を入れさせていただいております。

また、こども相談センターの数、これは目標も含めまして追加をしておるところでございます。

続きまして、12ページでございます。

(3)の高齢者の項目でございます。説明文につきましては、昨年度と同様でございます。

13ページに基本指標を載せておりますが、これは先ほどのこどもの項目と同様の事情となっております。数値についてはご覧のとおりとなっております。

14ページ、個別の指標でございますけれども、こちらにつきましては、2項目、上から3番目の介護予防ポイント事業の活動者数、社会参加や地域貢献活動を通じて活動者自身の介護予防を推進とありますが、これに関わる数値と、それから5段目、地域における見守りネットワークの構築、要援護者の地域による見守り体制の確立というふうなこと、これを現況と目標を追加をさせていただいておりますほか、一部項目につきまして見直しを行ったところでございます。

続きまして、15ページでございます。

(4) 障がいのある人の項目でございます。説明文につきましては昨年度と同様でございます。また、16ページの基本指標につきましても、こどもの項目などと同じ事情というふうなことで、調査の数値を載せさせていただいております。

17ページでございますが、障がいの関係の個別指標、こちらはもともと項目数も多うございましたので、一部項目の見直しにとどめてございます。

18ページでございます。

(5) 同和問題(部落差別)でございます。説明文につきましては、19ページに追加部分がございますので、19ページをご覧くださいませ。19ページの上から3行目でございます。大阪市としましても、インターネット上の書き込みによる差別事象について、大阪法務局に対して削除要請を行うとともに、人権行政を担う職員の意識の向上も含め、差別事象の解消に取り組んでいるところですのでということで、最近の動きの記述を加えました。それに応じまして、過去の事象の一部の記述を簡潔な記載に改めるところでございます。

その下に基本指標がございます。これは人権全般の項目と同じ状況というふうになっております。

個別指標の項目につきましては、項目の変更はございません。

続きまして、21ページでございます。

外国人でございます。表題につきましては、冒頭説明をさしあげたとおりでございます。説明文につきましても、昨年度と同様でございますが、新たな多文化共生指針の策定を進めておりますので、この点につきましては後の議題でお取扱いをいただきたいと考えております。

22ページ、基本指標につきましては、人権全般の項目と同様の状況を示しております。

23ページでございます。

個別指標でございます。項目数は変わっておりませんが、23ページの一番上のwebサイト「大阪生活ガイド」のところですが、昨年は英語、中国語、韓国・朝鮮語というふうなことでございましたけれども、平成30年度より新たに「やさしい日本語」へのアクセス数を追加しておりますので、平成30年度の数値はこれを含めた数値が入っておりますということでございます。

24ページでございます。

(7)の個人情報の保護でございます。説明文は昨年度と同様でございますが、個人情報保護法につきましては、今通常国会で改正法案が提出される見込みと伺っておりますので、その状況を注視してまいりたいと考えております。

25ページにお移りをいただきまして、基本指標につきましては人権全般の項目と同様の事情でございます。

また、個別指標の項目については変更はございません。

26ページでございます。

犯罪被害者等への支援でございます。説明文につきましては、特に26ページの一番下の行になりますけれども、さらに、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、市民のみなさまが安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて、「大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例(仮称)」の制定に取り組み、と記載をしております。この条例制定の取組みにつきましても、後の議題でお取扱いを詳しくいただきたいと存じます。

基本指標につきましては、人権全般の指標と同様の傾向でございます。

続きまして、28ページでございます。

ホームレスでございます。説明文は昨年度と同様でございます。

29ページに基本指標がございます。基本指標につきましては、こども等の項目の指標と同様の事情でございます。

29ページの個別の指標の上から2段目、面接相談したホームレスの自立支援センター入所など率とあります。この項目は昨年もございましたけれども、対象者に着目しまして、野宿生活期間1年未満、それから野宿生活期間5年以上、これに着目した形で、現況数値のほうも分けた形で記載を変更しております。

続きまして、30ページでございます。

LGBTなどの性的少数者でございます。説明文につきましては、次の31ページの冒頭

をご覧いただきたいと思います。誰もが生きやすい社会の実現に向けた取組みの促進を目的に等々と表現がございまして、4行目でございますけれども、「大阪市性の多様性尊重大賞」表彰の取組みを開始いたしました。これにつきましては、前回の審議会でも素案をお示ししまして、ご意見を頂戴したところと考えております。その記載を追加いたしますとともに、過去の経過に関する記載を一部整理しております。

なお、このほかLGBT等性的少数者に係る今年度の取組みにつきましては、後の議題でもお取扱いをいただきたいと存じます。基本指標につきましては人権全般の項目と同様の状況でございます。

続きまして、32ページの、人権行政の推進でございますが、こちらにつきましては年度ごとの数値の修正はございますけれども、昨年度と同様の内容でございますので、32ページ以降のご説明につきましては割愛いたします。

以上、令和元年度の指標冊子の案のご説明でございました。よろしくお願い申し上げます。

**山西会長** ありがとうございます。

ただいま事務局から議題(1)のア、「人権が尊重されるまち」指標(令和元年度版)の案について説明がありました。ご意見、ご質問ございますでしょうか。

**山西会長** 杉田委員、どうぞ。

**杉田委員** ちょっとお聞きしたいんですけども、19ページですけども、同和問題の部落差別の差別のないまちづくり。その中で、特に20ページのほう、推進項目で、就職差別の現状認識、不利益なことがあるという部分と、あと住宅を選ぶ際の問題ですね。これ数字が22年度から27年度ですね。44.4%から48.2%になっておりますけれども。それと住宅を選ぶのもこれ43.2%から45.0%ということで、ちょっと数値が上がっているんです。この捉え方、何でこんなふうに。普通は減っていくんじゃないかというのは、私はそう思うんですけども、なぜ増えたかということで、その見解を市民局としてお聞きしたいんですけども。

**森人権企画課長** すみません。これにつきましては、5年ごとの市民意識調査ということで、実は詳細な分析等につきましては、インターネット上にもいま、上げさせていただいてまして、いま手元ですぐそれを開くことができないのでございますけれども、私どもの認識といたしましては、同和問題、部落差別に関しては、過去様々な経緯がございまして、かつての特別措置法等の取組みを進められてきて、そういったところについては



一定の成果はあったということではあるとは思いますが、依然としてこうした就職差別の問題、あるいは住宅を選ぶ際の忌避意識、そういったものがやはり残ったままになっているというふうな分析をさせていただいていたと思っております。

**杉田委員** 一応理解はできるんですけども、せっかくこれ推進するので、やってもらうんですが、これ増えているんですよ。減ってないというんじゃないですから。パーセントから言えば、かなりこれ大きいと思います、就職差別なんかは。5年たって、逆に悪くなっているという。何のための人権施策の推進かということ。そういうところをやっばりもっとシビアに見ていただいたほうが、「依然としてまだ残っている」って、そういう回答は納得できないですよ。こういう差別問題も、やっぱりどんどんなくしていこうという、そういう流れですので、ぜひともこういうところしっかりと対策を練っていただきたい、そういうように思いますので、よろしくをお願いします。

**山西会長** ありがとうございます。木下委員どうぞ。

**木下委員** 実は、17日月曜日の教育子ども委員会で私が質疑をさせていただいた際に、答弁に立った生野区長さんが、その方は84歳と高齢の方でございまして云々と発言をされました。あたかも地域の連合会長を務めておられるその方が、高齢であるがために、自分の発言を忘れはったかのような答弁をされるような場面があったわけでございます。

本資料の12ページ、下から3行目にもあるように、高齢者が年齢にとらわれることなく、自由に主体的に活動をし云々とあるように、区長さんの発言としては極めて私は不適切であるというふうに思いましたので、姫野課長代理さんに事実関係の確認をしていただくようお願いをしていたのですが、そのご報告をいただきたいと思うんですが、いかがですか。

**森人権企画課長** 人権企画課長、森でございます。

いま、木下委員ご指摘の点についてでございますけれども、私ども教育委員会事務局のほうに事実確認をいたしております。2月17日の大阪市会、教育子ども委員会での学校再編に関わる質疑応答について、地域内の情報共有に関わる答弁の部分の中で、ある町会長のご年齢についての言及があったと伺っています。これは、区長の説明では、高齢者の町会長にまちの大事な決断を担っていただいていることは申し訳ないということをお伝えしたいというものであったというふうに聞いております。

**木下委員** それはまた委員の先生方がそれぞれインターネットで議会中継を見ることができますので、見ていただければわかるかというふうには思いますが、そこで私

が求めてもないのに年齢を言う必要があったのかどうかとか、一瞬その委員会の空気がひやっと空気感が変わるというか、市長も同席をされておられましたので、どういうリアクションをなさったかというか、みんな凍りついたわけですね、一瞬。いまおっしゃっておられるような空気感ではなかったことだけは申し添えておきたいというふうに思います。

実際にその年齢がどうであるかどうか、その年齢が高齢であるから申し訳ないとかいうような答弁を求めた内容の質疑ではありませんでした。言う必要のないことでなかったのかなと。そこで言う意図は何やろうなというのが非常に疑問であって。ダイバーシティが一生懸命こういう取組みをしている傍らで、同じ役所の人間がそういうことを言うてるといのは、極めて軽率やなというふうには思っておりますので、きちっと調査をしていただいて、その質疑の状況というのはネットでモニタリングできるわけですから、ご確認をいただいた上で、きちんと対処していただくようお願いしておきたいと思います。

**田丸市民局理事** いま、木下委員からご指摘があった点につきまして、議事録等を確認して対処してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**山西会長** ありがとうございます。

その他、ご意見、ご質問、どの項目に関してでも結構ですので、ございますでしょうか。

**鈴木委員** よろしいでしょうか。

**山西会長** 鈴木委員、どうぞ。

**鈴木委員** すみません、ありがとうございました。鈴木と申します。よろしく願いいたします。

数値目標の立て方なんですけれども、個々それぞれの分野で、例えば令和2年度の数値目標を立てられている項目、男女共同参画などにはあるんですけれども、これはどういう形で数字を積み上げておられるのかということ。多分、分野によって違うのかなとは思ってますけれども、ということと、各課で立てられているというのであれば、また一つはそのやり方かなと思うんですけれども、そのあたりというのはいかがなんでしょうか。

例えば、相談件数を減らすのがいいのか、増やすほうがいいのかのところというのは、多分それぞれの考え方にもあると思いますので、そのあたりちょっと考え方をお聞きできればなと思っております。

**森人権企画課長** ちょっと一般的なお答えに仕方になるので申し訳ないかなと思うんですけれども、基本的には大体、注がついておりまして、それぞれの分野で立てられている計画、そういったものに目標値が入っているものにつきましては、その目標を記載させ

ていただいているものもでございます。

一方で、ご指摘のありました相談件数のように、増えているとしても、そのことについて肯定的な評価をすべきなのか、否定的な評価をするべきなのかということが、必ずしも一概にはできないというものもございまして、それは目標というものが立っていない、あるいは目標の数値というふうなことを語るのが目的ではなくて、まず状況としてお知らせをすることが必要であろう、といったものには、目標がついていないものもでございます。

個々個別の目標の数値、これが何で例えば1万人じゃなくて1万1,000人なんですかというふうなところまでいきますと、私どももすべて把握できているわけではございませんので、ご興味、ご関心のものがございましたら、それにつきまして確認をさせていただくことは可能だというふうに考えております。一般的にはそのような考え方で記載させていただいております。

**鈴木委員** ありがとうございます。

**山西会長** ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしたら、次の議題に移らせてもらいたいと思います。

では、議題(1)のイ、人権啓発の取組みについて及びウの人権相談の取組みについて、事務局のほうから一括でご説明をお願いいたします。

**北邑人権啓発・相談センター所長** 人権啓発・相談センター所長の北邑でございます。着座にて失礼いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、資料の2及び資料の3について、一括してご説明をさせていただきます。

まず、資料の2でございますけれども、令和元年度大阪市人権啓発・相談センターにおける啓発事業の取組みについてご説明させていただきます。

1ページの地域密着型市民啓発事業でございますけれども、地域に根差した人権啓発の担い手として活動していただいております人権啓発推進員の皆様方を対象とした各種の研修を実施しております、各区、各地域における人権啓発の一翼を担っていただく人材の育成をめざす事業でございます。

人権啓発推進員につきましては、平成30年4月より新たに「大阪市人権啓発推進員制度実施要綱」を定めまして、本市の制度として創設をいたしました。

主な内容といたしましては、行政委嘱といたしまして、市長名による委嘱とし、人権啓発推進員の役割を本市が行う人権啓発事業の運営、その他市民に対する人権啓発に関する

業務並びに人権に関する問題または市民からの相談を区役所その他、関係機関の相談窓口等に取り次ぐ業務として、要綱に明記をいたしました。

令和元年度の取組みといたしましては、表のほうに掲げさせていただいておりますとおりで、新任の推進員を対象とした研修をはじめ、4つの研修と教材の提供ということになっております。

特に、表の3つ目に記載しております全推進員対象の情報共有等を目的とした研修につきましては、推進員さんのほうから他区で行っている取組事例について、情報の共有を図ってほしいという要望をいただいたことを踏まえて、平成28年度より実施しているところでございます。

なお、まだ未実施の表の下から2つ目にありますリーダー養成研修につきましては、先日、大阪府のほうで発表がございましたので、新型コロナウイルスの感染拡大予防の観点から、今年度については中止の方向で検討しておるところでございます。

次に、2ページ目でございます市民啓発広報事業でございますけれども、様々な媒体等を活用して、市民に人権問題への理解を深めていただくよう広報を行うものでございます。

最初に、啓発資料作成・増刷及び啓発映像ソフトの購入ですけれども、適宜有効な資料等を購入し、配布・貸出しを行っております。利用者アンケートを参考にしながら、LGBTやハラスメントなど、今日的な関心の高いテーマも含めて購入をいたしております。

令和元年度12月現在の貸出し実績といたしましては、貸出し本数が807本、延べ19,379人の方に視聴をいただいております。

次に、2ページ目、3ページ目にまたがりましては、人権啓発情報誌であります「大阪市人権だよりK O K O R Oねっと」の発行についてでございますけれども、昨年度に引き続き、若年層や地域レベルでの人権の取組みを掲載するなど、誌面内容の充実を図るほか、今年度につきましてはホームページにランディングページを設けるなど、読者層の裾野を広げるような取組みを行っております。年3回発行し、125か所の本市関係施設、140か所のOsaka Metroの駅等への配架を行っております。特に、2月発行分につきましては、小学校高学年の児童向けに、いじめを題材とした4ページの特別号として38,000部作成しております。これは平成28年度からの取組みで、約300ある小学校、約19,200人の小学校6年生の児童を対象として、配布はもとより、授業や課外活動の教材として活用いただいております。

昨年度の取組結果になりますけれども、アンケートの回答といたしましては、道徳の授

業やホームルーム等で活用していただいております。従来より学校のほうからはイラストが子どもにとって分かりやすかったなど、おおむね高い評価をいただいているところでございます。

なお、今後の小学校高学年に向けた人権課題としては、やはり多くの子どもたちが利用するようになってきたパソコンや携帯、スマホ等のインターネット、SNS等を悪用した人権侵害について取り上げてほしいというのが学校からの回答として非常に多くなってきておるといこともございますので、今後、テーマの設定をするに当たっては、そのあたりも踏まえながら教育委員会との協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、4ページでございます。障がいのある人にかかる人権啓発事業、人権啓発広報事業でございますけれども、人権への関心を高める必要がある若年層を主たる対象として、2月22日に実施する予定でございましたが、これにつきましては先ほども申し上げました、大阪府の発表を踏まえまして、新型コロナウイルスの感染予防の観点から、昨日中止の決定をいたしました。

次に、参加・参画型事業でございますけれども、市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供することを目的としており、とりわけ人権への関心を高める必要がある若年層を対象に、人権意識の醸成を図ることを目的としております。

まず、人権に関する作品募集でございますけれども、人権に関するキャッチコピーを募集いたしまして、優秀作品を様々な人権啓発の広報印刷物等に活用いたしまして、各区等の人権啓発事業に活用しているところでございます。

次に、5ページの人権の花運動、Jリーグセレッソ大阪との連携・協力事業でございますけれども、こちらにつきましては大阪市、法務局、大阪第一人権擁護委員協議会等で構成する人権啓発活動地域ネットワーク協議会との連携事業として、全国一斉に国の方針を踏まえて実施されているものでございまして、今後とも引き続き実施してまいり所存でございます。

次に、6ページから7ページにまたがっております企業啓発推進事業でございますけれども、市内の企業、事業者等における人権啓発や人権研修への支援を行う事業でございます。より効果的な研修内容となるようなテーマ設定や講師選定を行うとともに、参加者の拡大につなげるよう努めているところでございます。

平成28年に施行されました部落差別解消法、あるいは平成31年に施行されました改正出入国管理法、今年6月施行予定になっております労働施策総合推進法など、今日的な人権

課題をテーマとした研修というのも実施しておるところでございます。

最後に、本日の資料には添付しておりませんが、各区におきましても、5月の憲法週間、夏から秋にかけての区民まつり、12月の人権週間、1月の成人の日など、年間を通じて様々な啓発事業に取り組んでいるところでございます。

資料2の説明は以上でございます。

続きまして、資料3のほうのご説明をさせていただきます。

大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組みについてご説明をいたします。

まず、1ページ目でございますけれども、相談事業は事業委託により、専門相談員を配置して実施しており、平日の通常的时间帯のほか、平日、夜間だけでなく、日曜日、祝日にも相談対応を行っております。また、区役所への出張相談や弁護士相談、さらには他の専門相談機関と連携して、解決・支援に当たるなど、より相談者ニーズに応じた相談体制としているところでございます。

相談方法につきましては、電話、面談、ファクス、手紙に加え、平成29年度より電子メールによる相談を開始しております。

令和元年度の取組みでございますけれども、複雑多様化している人権相談に対応し、実効性ある人権侵害の早期発見・救済を進めていくために、当センターの窓口の認知度向上を図り、また市民に身近な区役所における人権相談機能の充実及び専門相談機関等とのネットワークの充実に向けて取り組んでまいりました。

まず、認知度向上に向けた取組みでございますけれども、当センターの存在を知っていると答えた人につきましては、令和元年10月に実施いたしました民間ネット調査では、30%を目標として取り組んだところ、30%という結果が出ました。そのうち、人権侵害を受けた場合、当センターに相談すると答えた人の割合については50%を目標として取り組みましたが、67.3%という結果でございました。

これにつきましては、昨年度までは市政モニター調査ということでありましたが、今回は民間ネット調査ということで、調査手法や設問の方法に違いがありまして、昨年度との単純な比較はできないとは考えておりますけれども、いずれの項目も昨年度は目標の達成ができなかったものが、今年度は目標を達成しておるところでございます。地道な取組みの結果、認知度や有用性の向上につながったということはあるなというふうには考えているところでございます。

今年度の取組みにつきましては、人権相談窓口の認知度向上に向けた取組みといたしま

して、アからオに記載しておるとおりでございますが、特にイのところ記載させていただいております、すべての世代において利用率が高いLINEなどのSNSを活用した情報発信として、カード型の、加入を促進する登録用広報物を大阪市立の小学校6年生、約19,200名と、中学生約17,100名の保護者に加えまして、今年度から大阪市立高等学校の3年生、約4,100名の保護者にも配布いたしまして、LINE@の登録件数を新規100件以上を目標として取り組んだところ、既に令和元年12月現在で新規登録は242件ということになっております。

次に、(2)の満足度向上に向けた取組みにつきましては、相談者アンケートで「相談が役立った」「どちらかといえば役立った」と答えた人のうち、答えた人は合計100%、すべてでございましたが、その中で「解決につながる具体的な方策が得られた」「問題の整理を図ることが実感できた」と答えた人の割合は、今年度85%以上を目標として取り組んだところでございますが、令和元年12月末現在では83.2%となっております。

2ページ目でございます。

次に、(3)の区役所における相談機能の充実にに向けた継続的な取組みとして、ケーススタディの事例研究内容の充実や、区担当者のスキルアップを図るための相談担当者研修会を開催いたしました。

次に、(4)専門相談機関等のネットワークの充実にに向けた取組みといたしましては、関係会議の開催による体制の連携強化を図るとともに、相談案件も通じたNPO団体等との連携の充実を図っております。

続いて、3、令和元年度12月末現在の相談実績についてでございますけれども、電話相談等による実相談件数は2,179件、一月平均で242件となっており、平成28年度からは年々若干の減少を続けておるところでございます。

また、相談内容を課題別に分けた課題別件数は3,106件となっておりまして、これにつきましては、1つの相談で複数の課題に対する相談があるため、課題別のほうが実件数よりも927件多くなっているということでございます。課題別相談内容の主な特徴といたしましては、障がい者に関する相談が32.3%と最も多く、福祉サービス支援機関への不満や地域や家族から孤立しているなど、日常生活における様々な不安による相談とともに、障害者差別解消法が平成28年4月から施行されたことに伴いまして、障がい者の方々の課題意識が高まってきたということも一つの要因と考えられるというふうに考えております。

昨年度より強化相談日を設けて、啓発に力を入れてまいりましたLGBTに関する相談

の件数につきましては、平成28年度は10件、平成29年度は23件であったものが、強化相談日を設けました平成30年度には158件と大幅に増加し、令和元年度は12月末現在89件というようになっております。

また、その他の項目が25.1%ございますが、これは特定の頻回相談者の方からの、会話が成立しないような一方的なお話や、相談内容の不明瞭なもの等が多数ございますので、ここの件数が増えているところでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

**山西会長** ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から説明ありました議題（1）のイ及びウについて、ご質問ご意見ございますでしょうか。

宮本委員、どうぞ。

**宮本委員** 宮本と申します。よろしくお願ひします。

私自身が平成25年度ぐらいからだと思うんですけども、こどものPTAの人権委員を引き受けたことの継続で、人権啓発推進員をずっと続けております。ずっと継続継続で、そのままの流れで人権啓発推進員を引き受けてはいるんですけども、実際のところは仕事が忙しくて、なかなかこういう平日の人権啓発推進員のための研修会というものに参加できないんですね。そういったことから、夜に開催していただく研修会というのはすごくありがたいんですけども、それでもやっぱり夜にも仕事が入ってしまって、参加できないこともあるんですね。

そういうことがちょっと重なっていたものですから、今回、今年度からはちょっともうお引受けできないので、ほかの方にとこのようなこととお話しした経緯があるんです。そうしましたら役所の担当者の方が、取りあえず参加できるものに参加していただいたら結構ですとというようなことを言われまして、名前だけの人権啓発推進員というのを、もう本当に長いことやっている状況なんですね。いろいろ施策、いろいろなこういう取組みをなされているというのはよくわかるんですけども、実際のところ、この700数名いらっしゃる人権啓発推進員というのを、どうやって地区から選び出されているのか。私はたまたまPTAの関係でずっと続いてきているんですけども、どういった方からそういう推進員を選び出して、こういう活動を繰り広げようとなさっているのか。現在の人権啓発推進員の募集方法とか、どういうふうに人数を増やしていこうとされているのかというのをちょっとお聞きしたいと思うんですけども、いかがでしょうか。



**北邑人権啓発・相談センター所長** ありがとうございます。

いま、市長委嘱ということでさせていただいているんですけども、各区それぞれにやはり人権課題も違いますし、特性を持っておられますので、推薦方法につきましては各区長に委ねておるところでございます。各区長が適正と思われる方法で私どものほうに推薦いただくという形で進めております。

それから、なかなかいまおっしゃっているように、参加しにくい方もいらっしゃるというのがありますから、そのためということもありまして、推進員さんからご提案もありました、全推進員対象とする情報共有研修というのを実施しておりまして、私も、2月19日が直近で、昨日あったんですけども、昨日行って呼びかけてまいりましたけれども、参加された推進員さんにはぜひ地域に持って帰って、今日こういう話があったよということを地域の推進員さんに広げてくださいということをお願いしております。

ですから、参加できない方々にも区と連携して、そういう機会を持っていただいて、広げていくということを、これから一步一步進めていくことが大事ななというふうには考えております。

**山西会長** よろしいでしょうか。

**宮本委員** ありがとうございます。

**山西会長** ほかにございますでしょうか。ご意見でもご質問でも。

佐々木委員、どうぞ。

**佐々木委員** すみません、佐々木です。いつもお世話になってます。

KOKOROねとをいまホームページのほうで、多分ダウンロードできるようになっていると思うんで、それすごくいいと思うんですけども、さっきも宮本委員からもございましたとおり、やはり研修とかそういう、何ていうんですか、なかなか行けないと思うんですね。子育てに忙しいというのがやっぱり多いと思うので。

この人権というのも、多くの方たちが知らないといけないとか勉強しないといけないと思ってらっしゃると思うんですけども、なかなかそこまで余裕がないと思うんで、貸出しなんかもすごくいいと思うんですけど、実際に一般の方たちは借りに行かれたりとかすることはほぼないと思うんですね。

学校なんかで教材として使われると思うんですけども、これをもっと著作権とかもいろいろあると思うんですけども、何かダウンロードして見ることができるとか、そういったことにも、いまはYouTubeとかもありますし、何か広げていっていただいて、5

分見ればとか、10分見ればとか、そういうのをつくっていただけたらなと思うので、意見としてお願いします。

**北邑人権啓発・相談センター所長** ありがとうございます。

一つは、先ほど研修にもなかなか推進員の方、参加していただきにくいということがございますので、人権啓発推進員にK O K O R Oねっとをお配りしておりまして、参加できない方々もお読みいただくようにという取組みはしております。

それから、いまおっしゃっていただいていますように、貸出しはやはり圧倒的に多いのが、企業の方々、あるいは学校での授業、それから市の職員が研修に使うという、この3つでほとんどを占めておるかなというのが現状でございます。

これはちょっと内部では検討させていただこうと思うんですけども、教材がかなり高価な値段で売られておりますのは、貸出しが可能だということが条件で、高価な値段では売られておるんです。ただ、著作権の関係で、先生おっしゃったように、認められているのは貸出しまでだと思いますので、一度検討はしてみますけれども、著作権の関係は、あるかもしれないなというふうには考えております。よろしく願いいたします。

**山西会長** ありがとうございます。

辻川委員、どうぞ。

**辻川委員** 先ほどの関連の質問でありましたり、お願いでありますけれども、せんだって某中学校でいじめに関する授業を1時間持たせていただくことになったんですね。そのときに、DVDを活用しながらというところなんですけど、私ども淀川ですので、近くに総合学習センターでそのビデオを視聴してというようなところをしたんですけども、ありますのが、高価であるということも含めてのことやと思うんですけども、やはり中学生、特に2年生、小学校から上がった1年生を対象にしましたときに、ビデオ自体が平成25年というようなところなんです。時代が変わりながら、課題も随分変わってきますので、やはり現状に即した教材作成をぜひお願いしたいなというふうに思っています。

時間も、1時間の中で私どもが授業をしながら、それを視聴しながらという、学びのもので、時間にも考慮しながら、新しいものということをぜひぜひお願いしたいというふうに思っています。

**北邑人権啓発・相談センター所長** ありがとうございます。

特に淀川区さん、人権啓発推進員の出前授業をしていただいて、本当に前向きな取り組みしていただいているということで伺っております。ありがとうございます。

DVDの購入については、予算の関係もあって、そんなに多くの本数を毎年買えないんですけれども、ただ近年ちょっといじめの関係、私どもも若干ですけれども、購入はしております。制約があって、持っている本数はまだまだ少ないんですけれども、やはり今日的な課題に対応していくという形で、今後ともそのDVDの購入に、努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

**山西会長** ほかにございますでしょうか。

杉田委員、どうぞ。

**杉田委員** 杉田でございます。

ちょっと私、聞き漏れているかも分かりませんが、こっちのほう、資料2のほうですけれども、この最後の7ページの一番最後のその他の項目で、効果検証会議ということで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、3月2日はこれもうないんですか。検証会議、やりますか。コロナの関係でやらないとか。

**北邑人権啓発・相談センター所長** これにつきましては、委員の先生方だけです。こういう会議と同じ位置付けですので、開催させていただく予定にしております。

**杉田委員** 30年度2月28日に実施されたということで、効果検証会議でどういう資料というか、もらいましたか、私。

**北邑人権啓発・相談センター所長** そうですね。効果検証会議は私どもの内部会議でございますので、資料の配付等はさせていただいておらないんですけれども、例えばですけれども、人権啓発進めていくに当たって、今後どういう内容で進めていったらいいかというようなことで、いろんなアドバイスをいただいております。こういう研修項目、例えばSDGsでありますとか、今日的な課題でこういう研修を立てていったらどうかとか、あるいは今こどものインターネット、スマホ、SNSの問題があるとか、そういういろんなご指摘をいただいて、今後我々が研修をどういうふうに組み立てていったらいいのかというアドバイスを昨年度でいただきましたらいただいたということでございます。

**杉田委員** そういうPDCAサイクル、しっかりと徹底をやっているということですから、それではこの会議で、別に議事録は要りませんけれども、どういうことが課題で、どういう効果があったとか、いいこともあると思うんですよ、頑張ってはるんやから。やっぱりこういう課題もあると。具体的に今後どうしていくかと。そういうことをやっぱりここではそんなに細かくしなくてもいいんですけれども、かいつまんで、ポイントポイントだけでも、その会議の。せっかくこれ検証会議やってはるんだから、オープンに、後でま

たちよっとしていただきたい。してもらいたいと思いますので。理事、いいですか。

**田丸市民局理事** 分かりました。

**杉田委員** よろしくをお願いします。

**北邑人権啓発・相談センター所長** 今後資料をもう少し詳しくさせていただきますので、ご指摘を踏まえて。ありがとうございます。

**杉田委員** よろしくをお願いします。

**田丸市民局理事** この場で報告させていただくようにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

**杉田委員** お願いします。

**山西会長** 木下委員。

**木下委員** すみません、資料2の7ページに、企業向けの何か授業のあれがあるんですが、実はこのEブロックの2月18日、これは実施されたんですか。これ参加者未実施になっていて、どこでなされたのかというのも分からなくて、地元でなさっておられるのであれば、どんな感じやったのかなというご報告をいただきたいなと思ったんですけれども。

**北邑人権啓発・相談センター所長** これすみません、未実施というのは、資料を作った段階でして未実施ではございません。大変失礼いたしました。正確には未集計でございます。

会場は阿倍野区民センターのほうを使わせていただいたんですけれども、まだこの段階では大阪府のほうの方針もはっきりしていない時期でございましたので、開催はいたしました。ただ、開催するにあたりましては、会場入り口に消毒液を配置するのと、マスクを持ってこられてない方々にはマスクを配布できるように、マスクの準備もいたしまして、一応万全の対策をとって、開催という形でさせていただいたところでございます。

**木下委員** こういうのというのは、事前にいつ幾日、一応こんな会しますよというような案内というか、アナウンスというのは我々のところには情報として流れてけえへんとか、流れているんやろか。私が失念しているだけかも分からへんけど。

**北邑人権啓発・相談センター所長** いえいえ、周知は本市のホームページと、この受託事業者さんのホームページで周知という形になっておりまして。いまのところは先生方へのご案内というのはしていないところでございます。

**山西会長** ほかにございますでしょうか。

**鈴木委員**、どうぞ。

**鈴木委員** 鈴木です。

特に質問というわけではないんですが、人権という捉まえ方が大分広がってきておりまして、今回の場合は地域密着型ということで、非常に身近なお隣さんがどういう、属性別の課題だとは思いますが、やっぱり最近非常に気候変動と人権、災害と人権という領域が広がってきていて、結局非常に災害が多いんですが、災害の被害を受けやすいのが、基盤が脆弱な方々ということで、国際的にもいま大きな、気候変動と人権を重ね合わせるようなアプローチが広がってきていますので、もう少し例えば住宅政策とか、地域づくりで災害時の人権が気候変動によってどう起こされるのかというところのフレームもご提示していかれると、地域づくりと人権啓発推進員さんとか、広がりがあるのかなと思っていて、ちょっと意見させていただきました。

**北邑人権啓発・相談センター所長** ありがとうございます。

実はいま、先生おっしゃっていただいたところは、悩ましいところございまして、人権啓発推進員さん自身の関心ということで言いましたら、やはり地域密着ですので、アンケートをとりましたら、高齢者とか、子ども虐待とか、地域密着の課題との関係が非常に高いというのが現実です。社会最新の動きと、推進員さんが持つておられる地域課題、関心とはまたちょっとギャップがあるのかなというところがありまして、いまのところは推進員さんについては地域密着でいこうかなと思っております。ご指摘の点は将来的な問題と受け止めております。

ただ、企業啓発のほうにつきましては、いま先生おっしゃっていただいたように、今年がちょうどパリ協定の主たる部分の発効の年でもございますので、そのあたりを踏まえて、温暖化と災害ということテーマに企画できないかということは、仕様書に盛り込んでおりまして、いまおっしゃっていただいたことも今後視野に入れながら考えていくという方向でやっております。

**田丸市民局理事** いま、先生からお話しいただいた件ですが、後でも出てくるかと思うんですが、いまそういういろんな海外から非常に日本に来られる方、就労含めて増えておるといようなことで、やっぱり多文化共生というのが一つのいま大きな視点、人権の視点というふうに我々認識していかれて、そういった中で、この間、非常に先ほど気候のお話もございましたけれども、風水害の問題ですとか、地震の問題ですとか、やはりそういう災害というのが非常に最近一方で多発しているような状況がありまして、そういった中で多文化なり、そういう外国人の方、外国につながるルーツの持ち方について

での対応というようなことも含めて考えていかないとあかんという認識を持っておりまして、なかなか一足飛びにというわけにはいかないんですけれども、やっぱりそういう災害ということになりますと、当然地域との関係も出てまいりますので、そういった視点でも考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

**鈴木委員** ありがとうございます。おそらくむしろ研修の内容というよりも、政策をつくる側の視点を多分整理していくのかということところが、災害時もそうですし、生活再建に当たってもやっぱりそこが非常に集中しがちなところがありますので、京都でも実は先日、京都地球環境の殿堂というのがありまして、やっぱり気候変動と人権というところでの非常にグローバルな動きをどう落とし込んでいくかということところが一つ議論になりましたので、またそういった視点も提示していただければと思っております。ありがとうございました。

**山西会長** ありがとうございます。

では、お時間の関係。辻川委員、どうぞ。

**辻川委員** 失礼します。

先ほどの問題が、人権という観点と、災害という観点というのは、どうしてもこれからの大きな問題です。そういう意味では、人権施策と、そして危機管理との連携でありましたり、協定でありましたり、地域に啓発の問題も含めて、どのような連携をとられているのか、少しお聞きしたいなと思っております。

私自身、中学校で防災スクールをずっと進めておりまして、その中では外国の人たちを常にウエルカムでならないといけないというふうに言っております。ので、どんな状況でしょうか。

**藤本多文化共生担当課長** すみません、多文化共生担当の藤本です。

後ほどもご説明の中にも入ってくるかと思うんですけれども、防災という部分につきましては、外国人の方というのも視野に入れていかなければならないということで、いま、大阪市では地域防災計画というものをつくっております、その中に外国人の方の対応といったことを、いままではちょっと役割の部分が明確には書かれておらなかったんですけれども、危機管理のほうで改めてつくっている中では、例えば啓発とかにつきましては区役所が中心になって、経済戦略局の持っております国際交流センターなどの協力を得ながら、あとは危機管理室がいろいろな防災の関係のツールなどをつくっておりますので、そういったものを活用して、対応、研修などをしていくというような、研修・啓発をしてい

くというような形になっております。

また、災害時にはこれも経済戦略局の国際交流センターの中に、多言語防災のセンターのようなものをつくりまして、そこで多言語の情報の提供などしていくというような取組みになっております。

私どもはいま、指針をつくっている中でも、一つはそういった防災に関する知識というのをしっかりと外国人の方にも知っていただくというようなこと。あるいは、避難所とかでのサインとかについても、これも既に進めておるところではあるんですけども、しっかり分かりやすい工夫をしていこうというようなこと。

もう一つは、地域の一員として、これは災害時でも必ずしも外国の方が災害弱者の立場だけではなくて、地域の一員として避難所などでの役割を担っていただくというようなことも今後期待されていることですので、できるだけ地域の防災訓練などにも参加いただけるような方向性のものをいま、加えにいっているところでございます。

**山西会長** ありがとうございます。時間の関係ありますので、引き続き議題（１）の工のLGBTなどの性的少数者の取組みについて、事務局のほうから説明をお願いいたします。

**姫野人権企画課長代理** 人権企画課長代理の姫野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、LGBTの取組みについてということで、資料４と、本日配付させていただいています「性の多様性尊重大賞応募要項」と、また「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート」報告書概要、この３点が資料となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料４の部分でございまして、平成31年度の取組状況ということで、職員の理解促進についてでありますけれども、平成30年度に目標設定をいたしましたLGBTの性的少数者の方々に対して、正しく理解をし、適切に対応することができるとした数値目標に達していなかったということで、全職員に対してeラーニング研修を実施するとともに、課長級以上の管理者層を対象にLGBTをテーマの一つとして研修を行い、理解促進に努めてきたところでございます。

次に、市民・企業に向けた啓発といたしましては、本市ホームページのLGBT支援サイトにおける情報発信、またパネル展示を実施をしました。また、企業等からなんですが、本市がパートナーシップ宣誓証明制度であるとか、様々な取組みをしているということか

ら、企業等の主催する研修とかイベントに市の取組みを紹介してほしいというふうなオファーがございまして、その場に行きまして、本市取組みの説明であるとか、また理解の促進、LGBTの支援に向けた働きかけというものを積極的に行ってきたところがございます。

また、第2点目といたしまして、当事者に配慮した取組みとして、これは平成30年度から実施をしております人権啓発・相談センターでの強化相談日の取組みも引き続き継続して行ってきたところであります。

また、現在募集中の「性の多様性尊重大賞」ということでありますけれども、前回の審議会におきましても、委員の皆様からいただいた多くの意見を含めまして、その後、本審議会の会長代理であります三成委員にLGBT表彰制度に係る検討会議の座長として制度構築にご尽力をいただきました。

別紙の「性の多様性尊重大賞」をご覧いただきたいと思います。

前回の審議会でご意見いただきました対象ということなんですけれども、資料の3、応募資格のところ(1)大阪市内を主たる活動の場とした個人、団体、学校または事業者の取組みであり、他の団体等にも幅広く適用・活用できること。

また、裏面に移りまして、8に応募に関する注意事項等というふうなところで、(6)に本市が事業主体となつて行う取組みについては応募ができないと。しかし、(7)で学校教育での取組みについては、直営、委託、指定管理の別を問わず、本市が事業主体となつて行う取組みであっても応募を可能としておりまして、これらの取組内容についても限定はなく、クラスであるとか学校全体であるとか他校との協働であるとか、そういった方法も一応可能としておるところでございます。

昨年の11月から応募を開始しておるわけなんですけれども、その間、周知といたしましては、在阪の経済団体に周知の依頼をさせていただきまして、会報などにその周知の掲載もしていただいたり、また市内の小中高の校長会に赴きまして、この内容もご説明をさせていただいたところがございます。

また、大学につきましても個別に対応をさせていただきました。

ちなみに、現在の応募状況でございますが、1件ですけれども、企業様から応募をいただいております。3月31日を応募締切りとして、この4月から5月にかけて、外部の有識者による選考会を開催いたしまして、5月に公表、表彰式を予定しております。より多くのご応募をいただけるよう、引き続き表彰制度の周知に努めていきたいと考えております。



次にすみません、資料の4に戻っていただきまして、課題と対応というふうなところなんですけれども、社会全体で支援の取組みを促進するため、法人の取組周知や啓発もさらに進めていきたいというふうに考えております。

また、学校における取組みにつきましては、市教育委員会でLGBTに関します実践事例集というのを作成していただきまして、教職員ポータルサイト内に掲載をして、児童生徒への啓発、また計画的な教職員研修を実施していくというふうに聞いております。

次に、本日の配付資料、大阪市民を対象としたアンケート報告書に関して、別資料になりますけれども、前回審議会で2枚目にあります速報版ということはちょっとご説明をさせていただいたんですけれども、その時点で無作為抽出した回答者のうち、3.3%がレスビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、そして誰に対しても性愛感情を抱かないアセクシュアルであるというふうにお知らせをいたしました。

その後、昨年11月5日に報告書、単純集計結果というのが公表されまして、現在、学会等でも発表もされているというふうに聞いております。現在は国立社会保障・人口問題研究所のホームページでこの報告書が掲載をされております。何分報告書自体が70ページというふうなことがありまして、本日圧縮に圧縮をしまして、概要版としてまとめているところでございます。

その概要版が裏面の3、当事者が直面する課題にちょっとフォーカスを当てまして、子ども・教育・就労・医療・民間サービスに続き、といった課題が出ているとか、4の異性愛者とLGBT A別の希死念慮、自死念慮、自殺未遂経験を見た場合、明らかにLGBT Aのほうが高い割合が出ているというふうな結果になっております。

今後、研究チームではクロス集計とか、詳細な分析について、かなり時間を要することも聞いている状況でございます。

すみません、最後に資料4に戻りまして、参考の部分なんですけれども、パートナーシップ制度でありますけれども、現在全国で30を超える自治体が制度を開始されておると。また、来年度につきましてはもう既に10を超える自治体の実施予定であると公表されており、拡大もしておるところでございます。

現在、本市の交付件数ということで、1月31日、170件ということでございますが、昨日までの件数については175件というふうなことになっております。

リーディングカンパニー認証は16件と、これについては変更がございません。

あと、大阪府は1月22日からパートナーシップの制度を開始いたしました。都道府県で

は2例目となっております。この大阪府の対象なんですけれども、本市を含む5市以外の未実施の市町村を対象としているということでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**山西会長** ありがとうございます。

ただいまの説明に関して、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

**和田委員** 和田と申します。

パートナーシップのこの宣誓書の交付の仕組みができてから1年半ぐらいですか。170件受領しているということで、この170件、170組の方々は、この制度に満足されているのかどうなのかという、そういう後追いの調査みたいなのはあるのかどうなのかというのがちょっと気になっていて。

なぜかといいますと、本日配付いただいた資料の中で、性的マイノリティーの方が直面していると思われる課題の中で、例えばパートナーシップ制度が何とかそこを解決になるんちゃうかなというところに出てきたうちの 하나가、例えば住宅に関してですよね。家族と同等なサービスで住宅に入れるとか、あと医療ですよね。手術の際の同意書だったりとか、説明だったりとか。そういうところを普通のご家族と同じような形でやってくださいね。そういう周知も含めてのパートナーシップ制度だと思っんですけども、そのあたりの満足度みたいなもの、もし何かあれば教えてください。

**北邑人権啓発・相談センター所長** ありがとうございます。

実はこの宣誓していただいたときに、同時にアンケートをとらせてご記入いただいております。おおよその傾向というのは分かってございます。大阪市自身はこのパートナーシップの宣誓制度を先進的に取り入れてきたということがございますので、おおむねこういう制度ができたことをありがたいということで、ご回答をいただいているところでございます。

ただ、自由記述の欄がございますので、やはり国に対して婚姻と同様の制度を設けていただきたいという記述が若干見られるというのが現状でございます。

**山西会長** よろしいでしょうか。

あと、ご意見、ご質問、ございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、議題(1)に關しまして、アからエまで皆さん、委員の方々にはご意見、ご質問いただきました。これを踏まえて今後の作成、取組み、よろしくお願いいたします。

続きまして、(2)の議題に入りたいと思います。

まず、アの大阪市多文化共生指針(仮称)の策定について、事務局より説明をお願いいたします。

**藤本多文化共生担当課長** 多文化共生担当課長の藤本でございます。私のほうから共生指針の作成に関わりまして、資料5-1、5-2、続けてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料5-1「外国人材受入環境整備検討調査について」をご覧ください。

本調査につきましては、近年急増している外国人住民、また昨年4月にいわゆる入管法が改正されて、今後さらなる増加が見込まれるというようなところで、大阪府と大阪市が連携しまして、大阪市の外国人住民アンケート調査と、あと特定産業14分野に属する外国人雇用に関するアンケート調査、府内市町村の外国籍住民施策調査というような調査をさせていただきました。

本日、外国人住民アンケート調査のほうに、次のページに概要というふうなことで、4,000人の方に調査票を送らせていただきまして、626件の回答があったところです。

調査内容につきましては、ふだんの生活についてというようなことや、住まいと防災、医療・保険・福祉等々、こちらのほうに書かせていただいている内容の調査をしたんですけども、本日は属性と、あと多文化共生に何が必要と感じているかというようなことの資料をつけさせていただいております。

次のページ、回答者の属性ということで載せさせていただいております。この中で特に右下のところ日本語能力として、日本語を結構使える方というのがアンケートの中では多かった。あとは日本語入力が十分は使えないという方でも半数以上の方が日常会話レベルの会話ができたり、簡単な読み書きというのはできるというふうな結果になってございます。

次のページをご覧ください。

多文化共生社会をつくるために重要だと思ふことというような質問項目につきまして、外国人が何でも相談することができる窓口をつくるであるとか、役所で働いている人が外国人についてよく理解するみたいなこと、あとは子どもたちが国籍や文化の違いを理解できるような教育を学校で行うといった項目が中でも非常に高くなっております。

以降のページに産業分野のアンケート調査の概要と、府内市町村外国人住民施策調査結果の概要のみつけさせていただいておりますが、こちらのほうにつきましては後ほどご参

照いただきたいと思ひます。

あと、本日時間の都合もあり、アンケートの一部だけしかご紹介できませんが、その他の項目についてのアンケート結果については、大阪市のホームページに掲載しておりますので、お時間ございましたらそちらもご参照いただければ幸いです。

アンケート結果の中で、外国人のコミュニケーションであるとか、学校の児童生徒の支援であるとか、多文化共生の理解であるとか、防災災害の対応についてというようなところにつきましては、指針のほうに盛り込んでいきたいというふうを考えてございます。

次に、資料5 - 2「大阪市多文化共生指針（素案）について」のご説明をさせていただきます。

大阪市では、歴史・経緯を有する韓国・朝鮮の住民の方をはじめ、多くの外国人の方がこれまでも居住しておりまして、人権を尊重し、地域社会を共に構成する住民であるという観点から、平成10年に外国籍住民施策基本指針というのを策定して、外国籍住民の施策というのをこれまでも推進してきておりますが、平成16年に改訂して以降、外国人住民を取り巻く状況というのが変化してきておりまして、例えば国籍では平成16年当時は韓国・朝鮮の方が市内の外国人のおよそ4分の3を占めており、中国の方と合わせて9割程度というような状況であったのが、いまでは韓国・朝鮮の方の割合が50%以下となり、ベトナムやフィリピン、ネパールの方が増えているとか、あと在留資格についても留学生が増えていると。また、法改正がありまして、今後ますます外国人住民が増えてくと想定される中で、大きな理念とかについては変わらないんでございますが、いま申し上げたような状況の変化に合わせた見直しをしていこうということでございます。

資料一番上に目標ということで、多文化共生社会の実現と書いてございます。こちらのほう、多文化共生社会というものは、多様な価値観や文化を認めて、国籍や民族、性別、出身などの違いを理由として、社会的不利益を被ることがなく、一人一人は個人として尊重され、相互に対等な関係を築き、その持てる能力を十分発揮しつつ、自己実現を目指して、社会参加できる、創造できる豊かな社会ということとしております。

この辺につきましては、現行の指針と変わっておらず、引き続きこの観点で進めていきたいと考えております。

では、今回どんなところが変わったのかというところで、その下の変更点というのを書かせていただいておりますけれども、人権尊重の視点、これはもう一番大事にしなければいけないことなんですけれども、それに加えてといたしますか、地域の一人として大

阪を共につくる担い手である、また多様性を活力あふれる魅力あるまちづくりにつなげるという視点。これまでも入っておったんでございますが、こういった視点をより一層重視して施策を進めていきたいというふうに考えております。

あとすみません、米印で書かせていただいているところで、「外国につながる市民」という呼称のほうを今回新たに使用させていただいております。親が外国籍である方とか、海外から帰国したこどもさんなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えているというような場合がございますので。これまでは外国籍住民という表現を使っておったんですけれども、外国籍住民と言うと、国籍が外国の方だけに限定されているというような印象を受けるといった意見も市民の声などいただいております。今回、「外国につながる市民」「外国につながる児童生徒」というような呼称で、こういった方々も視野に入れて施策を展開していきたいというふうに考えております。

そういった中で、基本視点として4点立てさせていただいております。こちらのほう、1点目につきましては言うまでもなく外国につながる市民の人権尊重といったところがございます。アンケートの中でも差別的な経験があるというようなアンケート結果も出ています。この点についてはしっかり前提として進めていきたいというふうに思っております。

2点目の、誰もが安全・安心して暮らせるというところがございますけれども、やっぱり地域の一員として生活していただくために、地域での生活ルールなどを守っていただく必要がある。そのために身近な生活に関する情報などをしっかりと伝えていこうというようなこと。

あるいは、いまもサービスの対象としては外国の方も入っておるんですけれども、例えば言葉の壁とか生活習慣の違いで、実際的にはちょっとサービスが受けにくいなというような点については、実質的にサービスを受けられるような。例えば区役所に行くときに、日本語のわかる方というのに来ていただかなくても、外国の方だけで来ていただいてサービスを受けていただけると、そういうようなことを考えていこうというようなこと、そういったことを施策全般に生かしていこうというふうなところでございます。

3点目につきましては、多様な価値観や文化の尊重ということで、日本人と同じにしてくださいということではなくて、外国につながる方々がその人のアイデンティティを認められながら、その中で自分らしく生きていくことができるようなというような視点でございます。

4点目につきましては、この多様性を魅力あるまちづくりにつなげるということで、ど

うしてもまだサービスの部分が、整っていない部分もあるので、支援されるだけの存在と  
というような受け止め方をされることもあるんですけども、地域の一員として、大阪を共  
につくる担い手という点。あと、外国の方がいらっしゃる多様性というの、これを魅力あ  
るまちづくりにつなげていこうというような視点を設定させていただいております。

このような4つの視点を持ちまして、次のページに書かせていただいているような、6  
つの施策を進める上での方向性というものも立てさせていただいております。

1つ目の情報提供・相談対応につきまして、これについては昨年の7月に国際交流セン  
ターで開設しております外国人のための総合相談窓口につきまして、3言語の相談員の対  
応だったのを5言語の対応にするなど、拡充も図っておるところなんですけれども、その  
ほかに日常的な情報提供や相談体制の中で、多言語であったりとか、「やさしい日本語」  
の活用というものを進めていきたいというようなこと。

あるいは、窓口の職員がやはり外国と日本の制度というのが同じではないよというよう  
なことを、多文化の知識を持っていただくというようなことも進めていきたいと思っ  
ております。

2点目につきまして、日本語教育につきましては、地域の日本語教室などございますが、  
様々なニーズが増えてきておりますので、ニーズに応じた機会・場所の拡充とか、あとこ  
の地域の日本語教室を通じた地域活動への参画などを盛り込んでまいりたいと考えており  
ます。

3点目、外国につながる児童生徒への支援。この点につきましては、日本語指導の必要  
な児童生徒が非常に急増しております、喫緊の課題であるというふうに考えております。  
ここは一番今回、力を入れて取り組むべきということで、ここに書かせていただいている  
ような、多文化共生の教育を進めているというようなことに加えまして、母語母文化の保  
持、あるいは日本語指導などの学習支援、あるいは保護者・家庭への支援といったような  
ものをしっかりと盛り込んでまいりたいと考えております。

防災につきましては、先ほど申し上げましたとおり、地域の防災計画との整合性を持ち  
ながら、ここに書かせていただいているような知識・意識の啓発であったりとか、災害発  
生時の情報伝達であったりとか、災害発生時に外国人の方が困らないような体制というこ  
とを盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

生活支援、福祉などに関わる部分につきまして、これもいまも行っておるところなんで  
すけれども、最初の情報発信と同様、いろいろな行政の情報を多言語や「やさしい日本

語」などでお話ししていくであるとか、例えば福祉に関わる部分で、フィリピンなどでは離婚の制度がないというようなこととか、日本の制度との違いというようなことを理解していくような、職員の理解の向上について盛り込んでまいりたいと思っております。

最後に、多文化共生の地域づくりというところでございますが、ここは日本人でも外国につながる市民も相互に多文化共生の理解をしていただくことが必要であるというようなことや、外国につながる市民の意見をまちづくりに生かしていくために、意見を聞くような場を今後つくっていきましょうというようなことを盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

雑駁な説明になりましたが、私からの説明は以上でございます。

**山西会長** ありがとうございます。

ただいまのご説明に対して、ご意見、ご質問、ございますでしょうか。

はい、高山委員、どうぞ。

**高山委員** 高山でございます。

いまのご説明とは直接関係ということではないんですが、実は資料1の中にも関わるんですが、ただいまアンケートの調査の四角書きの中で、調査票の言語はということで、韓国・朝鮮語と書いてあります。一方、その次のページの集計分類では、国籍を韓国・朝鮮籍というふうにしてありますが、この2つの場合、朝鮮という言葉は意味が全く違うのではないかと理解しているんですけれども、その意味の違いによって、我々大阪市の中で多数の外国人の中で、特に韓国・朝鮮籍の方がいらっしゃる中で、この朝鮮という言葉が誤解されることによって、差別とかということが起こるのではないかとというふうにちょっと心配しておりますので、こういう、もし私の理解が間違っていたらまたご指摘いただきたいんですが、もしそうであれば、こういう場を使って、朝鮮語と朝鮮籍との違い、これを大阪の市民の方にお伝えいただければなというふうに思っております。

**山西会長** 高山委員からのいまのご意見、いかがでしょうか。

**藤本多文化共生担当課長** いまいただきましたご意見、韓国・朝鮮語というようなことと、国籍というようなことの違いということについては、少しいろいろなところで表現する際には意識して使い分けをするようなことで考えていきたいと思えます。

**山西会長** 前田委員、お願いします。

**前田委員** すみません、前田でございます。よろしくをお願いします。

2点お伺いしたいことがございます。まず1点目は用語の問題ですけれども、ご説明の

中でもありましたように、様々なタイプというか、パターンの外国人、あるいは日本国籍を有していても外国のルーツ等があるという、様々な方を包括的に対象とするという意味で、外国につながる市民とか外国につながる児童生徒という用語をお使いになっているということですが、この表現については、例えば他の自治体や、あるいは何か他の比較的公的な文書で用いられている例というのはあるのでしょうか。

もう1点は、これは直接的にその指針に書き込むという内容ではないと思いますけれども、例えばいわゆる正規の在留資格を有している外国人を想定してつくられているものなのか、あるいは在留資格を獲得するうえでいろいろご苦労をされているような方も、恐らく同様に言語の問題とか、行政サービスの問題点が発生すると思いますけれども、そのような方々も含めての指針づくりと想定されているのか、少しそのあたりも現段階でのお考えをお伺いできればと思います。

**山西会長** いまのご意見、ご質問に対していかがでしょうか。

**藤本多文化共生担当課長** 1点目の外国につながる市民というような呼称について、他都市、あるいは公的な文書で使用されているかというようなご質問だと思います。それについては、各都市様々で、外国人という中にすべて含んでいますというような書き方をされているところもありますし、外国人市民というような呼称を使っておられるところもございます。

あと、今回外国につながる市民というような表現をさせていただきましたのは、文部科学省のほうでこれまでそういった外国のルーツのあるこどもとかというようなことを念頭に置いていたところ、外国につながる児童生徒というような表現が使われるようになってきているというようなことの、有識者の方のご意見もいただきまして、外国につながる市民という表現を使わせていただくこととしております。

あと、その対象というところで、いわゆるちゃんと住民登録をされている方を対象にしているのかどうかというようなことのご質問かと思えます。

一つは、やはり外国人の住民ということで、住民登録法の中で外国人というのもしっかり日本人と同じ住民登録して、行政のサービスを受けることができる基盤というのはできてきておりまして、基本はやはり住民として登録をされている方というのを大原則というふうに考えております。

ただ、在留資格につきましては、一時的に在留資格が切れてしまうというような場合もございますし、そういったことというのは、一応我々住民というのを基本としていますけ



れども、少しそこから外れてくる場合があるということも想定はしております。

あともう一つ、訪日外国人の方というのがございまして、訪日外国人の方と住民の方とは必ずしも課題が同じではない部分もございまして。そちらのほうについては一定、観光施策などのほうで施策の方向性、定めていますので、我々としては基本的には住んでおられる方ということを対象に、今回指針をまとめている状況でございます。

**山西会長** よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

鈴木委員。

**鈴木委員** 鈴木です。

今回少し私もこの指針の改訂に関わらせていただきまして、15年ぶりということで、やっとできたなというところが実践者としての思いではあります。これを具体的にどう行動計画なりに落とし込んでいくのかというところを今後ぜひ注視をしていきたいなと思っています。

質問としては1つあって、かなり具体的なことなんですけど、このアンケート調査を幾つかされているんですが、これは公開されているのかどうかというところが1点です。

それから、あと意見になるんですけども、やっぱり人権尊重というところをベースに、これから選んでいただくまちになるという、将来のビジョンをぜひ出していただきたいなと思っています。これからどんどん人口減少はしていく中で、外国ルーツの市民の方々が、市民としての尊厳があたり前に守られる、住みよいまちになっていくと、やっぱり選ばれているまちになるというところの理念ですね、そこをぜひ強く打ち出していきたいなと思っております。

あと、ちょっと個々のことになるんですけども、やっぱり生活支援のところ非常にニーズが多様化しているというのはあるんですけども、ここをぜひもう一步、行政サービスの提供というところから踏み込んだ形で示していただきたいというところがあります。

行政サービス、今回いろいろ区役所のほうにもヒアリングに行ったりはしてまして、やはり区役所では非常に外国ルーツの方が多いところは、もう本当に四苦八苦というか、それぞれで苦労されているというところがあります。ただ、一方で区役所の話と多分大阪市の市民局との連携というところが、これから一つ課題になるのかなとは思っています。

その上でなんですけど、具体的に幾つかメニュー並んでいますけれども、やっぱり福祉であつたりとか、コミュニティー通訳もそうなんですけど、もう少し具体的なところまで、ど

うしてアウトリーチしていくかというところでは、来た方にいろんなサービスを提供するのではなくて、事前アウトリーチしていくというところでは、出向いて行く、出張していくというところの知見を入れていただきたいなと思っています。

通訳であったり、ソーシャルワークのところ、福祉的な領域との連携というところもぜひこれから行動計画に落とし込まれる際に、もう一步進めていただきたいなというところが意見になります。

以上です。

**山西会長** アンケートをまず公表されているのかどうかという点について。

**藤本多文化共生担当課長** アンケートのほうにつきましては、ホームページのほうに、公表させていただいております。

あと、人権尊重を選んでいただくまちになるという部分で、これはやっぱり住みよいまちになるということ盛り込むということにつながってまいりと思いますので、初めにそのあたりを少しさせていただいているところです。

生活支援についてというところで、やはりソーシャルワーカーみたいな方々については、特に多文化共生の理解が必要であろうというようなことは、この間、有識者の方々からもいただいております。ちょっと先生おっしゃっていたような、具体的なアウトリーチというところまで踏み込めるかどうか分からないんですけども、こういった職については特にそういった知識というのが必要であるという方向性については、盛り込んでまいりたいというふうに考えております。

**山西会長** あとご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、いまの委員の方々から出ましたご意見等も踏まえながら、今後も策定、取組み、よろしく願いいたします。

続いて、議題（２）のイ、大阪市犯罪被害者等支援に関する条例（仮称）の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

**古武共生社会づくり支援担当課長** よろしく願いします。共生社会づくり支援担当課長の古武でございます。

それでは、資料の６に沿ってご説明させていただきたいと思います。

まず、囲み左上のところなんですけれども、今回、犯罪被害者支援に関する条例制定をさせていただこうということで、その条例制定の意義でございます。ここに書かせていただいているんですけども、まず犯罪被害といいますが、いつ誰に起こるか分からない

ということがございます。その被害者支援に取り組む本市、大阪市の姿勢をより明確に示すことができると考えております。

それから、犯罪被害に遭った場合には条例に基づいた支援が受けられるという、安心感を市民の皆さんに持ってもらうことができるというふうなことを意義というふうにさせていただいております。

それから、今回条例制定するにあたりまして、これまでの経過ということできっと書かせていただいておりますけれども、まず国のほうで平成16年に犯罪被害者基本法というのが策定されました。

それから、国のほうなんですけれども、基本計画をつくられたんですけれども、これが平成28年までに第3次基本計画というところまで行っております。

本市のほうにつきましては、平成19年に犯罪被害者支援のための総合相談窓口というのを市民局の中に設置をさせていただいております。その後、平成30年ですので、一昨年になるんですけれども、犯罪被害者の当事者の団体の方々から、市長に対して条例を制定していただきたいというふうな要望書も提出されたところでございます。

その後、市会のほうにおきまして、市長のほうで制定を表明されたということでございます。

平成31年3月から6月にかけて、条例制定に向けまして犯罪被害者等支援条例制定に関する懇話会ということで、3回ほど開催をさせていただきました。今回条例をつくらうとしているんですけれども、条例案の概要について説明をさせていただきます。

目的につきましては、犯罪被害者の支援に関する施策の基本となる事項を定めて、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としたいと思っております。

それから、どういったことをするのかということで、条例をつくって何をするのかということなんですけれども、見舞金の支給、それから日常生活の支援、それから、被害発生の初期段階において支援ということできさせていただきたいと思っております。

それから、いままでからやっておりました総合相談窓口の設置の充実をしていきたいというふうに思っております。

それから、条例制定後につきましても、当事者や有識者の皆さんから意見をいただいて、どんどん施策に反映できるものにつきましては反映していきたいと思っております。

右側のほうの説明に入らせていただきます。

今回条例をつくりましてやろうとしていることですが、犯罪被害の初期段階における支援というふうに考えております。これは分かりやすく言いますと、犯罪被害にどなたが遭うか分からないんですけれども、犯罪被害に遭いました、当事者になりましたら、まずはどこに何をしたいのか分からないという意見を懇話会のほうから複数いただきまして、そのときには行政のほうから、一言といいますか、声をかけてもらいたい、手を差し伸べていただいただけで被害者になった当事者の方はどれだけ安心するかというふうなご意見をいただいたところでございまして、ここにつきましては大阪府内で発生した被害になると思うんですけれども、関係機関と連携しながら、情報をいただいた場合につきましては、当事者の方から連絡を待つよりも、我々のほうから連絡をして、情報の提供であるとか、その方の状況に応じた支援をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、右下になります。具体的に条例をつくりまして、何をしていくのかということなんですけれども、いま申し上げました初期段階の支援をしていきたいというアプローチ、アウトリーチ型でやっていきたいと思っております。

それから、具体的には見舞金の支給ということで、不幸にも殺人事件等によって殺された場合、死亡された場合につきましては、遺族見舞金ということで、これは30万円考えております。

それから、重傷病見舞金、それから性犯罪見舞金ということで、重傷病ということで、1か月以上のいわゆる重症、それで3日間の入院が必要な重傷病を持った方に、それから性犯罪ということで、強制性交等、重大な性犯罪に遭われた方につきましては、見舞金としまして10万円というふうに考えております。

それから、日常生活の支援の各種支援ということで、ここに書かせていただいております6項目していきたいと思っております。

まず、犯罪被害に遭うことによりまして、何もすることができない状態になると。精神的ショックであるとか、そういったこともございまして、何もできないということに、そういったお声も聞きました。そこでホームヘルプサービスということで、具体的にはホームヘルパーを派遣して、日常の家事等、サービスを行っていきたいと考えております。

それから、食事の用意ができなくなった場合にと書いております。配食サービスということで、お弁当配達をしていきたいと思っております。

それから、次の一時保育費の助成というのは、犯罪被害に遭いまして、それから刑事的なといいますか、警察への事情聴取でありますとか、裁判所に出向くといった際に、就学

前のこどもさんの一時保育が必要な場合につきましては、その費用につきまして助成をしていきたいと考えております。

それから、精神医療費の助成ということで、被害に遭ったがために精神的にしんどいと、専門の医療機関を受けるというふうな場合につきましては、その医療費の助成をしていきたいと考えております。

それから、犯罪被害に精通した弁護士相談と書いてあります。法律相談でございますけれども、単なる法律相談ではなくて、書かせていただいておりますように、犯罪被害者の支援に精通した弁護士さんというのがおられるということで、その弁護士さんへの相談費についての助成をしていきたいと思っております。

それから、転居費の助成ということで、現住所に住めなくなった場合ということで、具体的に申し上げますと、犯行現場が自宅であるとか、本当の自宅付近が犯行現場であって、もうその住居に住めないというふうなことになった場合には、転居費、引っ越し代の助成をしてまいりたいと考えております。

それから、最後のところに書いてあるんですけれども、啓発・広報、まずは犯罪被害当事者の方はもとより、広く市民の方々にこういったものができたよということをまずは知っていただくということが大事かなと思っております。そこで、啓発・広報にも力を入れてやっていきたいと思っております。

すみません、簡単、雑駁でございますけれども、私からの説明は以上です。

**山西会長** ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問、ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

**和田委員** すみません、和田です。

この資料6のところ、右下の囲みのところ、3つ目、日常生活支援等の各種支援というところで6項目あります。これ、すごくありがたいなと思うんですけれども、例えばこれは被害者さんご自身が自分で例えばホームヘルパーさん来てくださいますとか、お食事お願いしますとか、全部これ自分で手配しないといけないのか、それともそこをサポートしてくださる方がいらっしゃるのか、教えてください。

**古武共生社会づくり支援担当課長** ありがとうございます。

まず、ご本人がということでございますが、犯罪被害者等というふうにしておりまして、等というのは何かといいますと、ご本人と、そのご遺族、ご家族のことを総称してそうい

うふうに言うておるんですけども、その方々が直接、例えばホームヘルパーさんの依頼をせなあかんのかということでございますが、そこは大阪市のほうで、いわゆるホームヘルパーさんと契約をさせていただいて、窓口は我々がさせていただいて、当事者の方と我々とお話をして、そこで我々のほうからホームヘルパーを派遣させていただくというふうに考えております。

配食サービスも同じ考えでございます。

一時保育なんかでございましたら、ご自身が便利なところやないとかあかんと思うてますので、ご自身のところで探していただくであるとか、我々のほうから近くにはこういったところがございますよというようなご紹介もしながらやっていきたいなというふうに考えております。

精神医療費のほうにつきましても、どういった症状で精神医療にかかれるのかということによるかと思いますので、ご自身で探されるというのもありましょうし、我々のほうからこういったところ、分かっているところにつきましてはご紹介といたしますか、ご案内といたしますか、そういうところもできるのかなと考えております。

犯罪被害者の支援に精通した弁護士ということでございますが、関係機関に弁護士会さんなんかも入っていただいているといたしますか、関係機関でございます。そこと連携しながら、我々のほうから精通した弁護士さんを紹介させていただくというふうなことを考えているところでございます。

**和田委員** そうしますと、一旦窓口へその被害者等の方々が行って、私、いまこんなことで困っているんですというのを訴えたら、それに対応する手続等、助成等はあるということですよ。

例えば、私、個人的にちょっとこれに近い状態になったことあるんですけども、窓口まで出向くとか、自分がいまどういう支援が必要なのかというのが、それすらも何かこんがらがるときあったんです。アウトリーチみたいなお話もあったと思うんですけども、何か寄り添ってくださる方というのをまた別の支援の在り方になるんですか。

**古武共生社会づくり支援担当課長** ありがとうございます。まさしく委員おっしゃっていただきましたように、被害に遭いますと出向くのもちょっとままならないというふうな意見も聞いております。

そこでアウトリーチ。先ほど触れさせていただいたんですけども、関係機関のほうから、例えば大阪府警察のほうからこういった被害がおられるということがありまして、

そのご本人のもちろん了解の上なんですけれども、了解がありましたら、我々のほうから被害者の方のほうに出向きまして、施策事業の紹介でありますとか、手続に関しまして、相談させていただいて、手続に関する手続の補助といいますとか、そういったことも寄り添いながら進めてまいりたいと考えております。

**和田委員** ありがとうございます。お聞きして安心しました。

以上です。

**山西会長** ほかにご意見、ご質問、ございますか。

宮本委員のほうからどうぞ。

**宮本委員** すみません、宮本です。

この資料6の被害発生の初期段階における支援イメージということなんですけれども、この対象になっているのは、これから起こる犯罪被害の被害者に対してのこういった支援なんですとか、それとも現在、被害を受けておられる方の支援というのはどのようにお考えでしょうか。

**古武共生社会づくり支援担当課長** ここに書かせていただいておりますアウトリーチ型支援。先ほどのご質問にもあったんですけれども、対象の犯罪行為といいますのが、右の上のといいますか、犯罪行為といいますと、殺人でありますとか、全治1か月以上の重傷病かなど。いわゆる重大な事件につきまして、アウトリーチといいますか、そういった事件に遭われた方については、例えば大阪府警察さんでありますとか、民間の支援団体のほうからうちのほうに連絡があった場合、本市がつかみましたら、本市のほうから行かせていただくということと、もう一つのいまのご質問でございます、現在犯罪被害に遭っておられる方はどうかということなんですけれども、申し訳ございません、条例施行を4月1日からというふうに考えておまして、どこかでは線を引かなあかんのかなと思っておまして、4月1日からの条例施行と同時にやっていきたいというふうに思っております。

**山西会長** よろしいでしょうか。これ、犯罪が起こったというときに、まだ警察にも何も届けが出てない段階でも犯罪が起こったというときに、何か近所の方とかがこんな起こってるという情報が入ったら、それでもこの制度は変えるんですか。

**古武共生社会づくり支援担当課長** 一つ条件がございまして、そのご本人さんがどういう状況に置かれているとか、連絡先とか、ご本人が大阪市のほうにそういった情報を提供していただけるというのが、ご本人が了解されているというのがまずは条件だと思いますので、ご近所の方で、いやあそこの誰々さんが犯罪にあってと言った場合に、急にご本

人知らないうちに、大阪市のほうからそのご本人に連絡が入ったら、逆に何でやるというふうになるかも分かりませんので、ご本人さんの了解が得られましたら行かせていただきたいと思っています。

当然、関係機関からの連絡と言っていますけれども、当然ご本人からまだどこにも言うてへんけどこんなやねんというふうな連絡がありましたら、こういった手段をとっていききたいと思っています。

**山西会長** ありがとうございます。あとございませんか。

はい、杉田委員。

**杉田委員** 簡単にすみません。念のために、確認だけさせてもらいたいんですが、本人が殺人で死んでしまったらどうなるんですか。どういうことが起こるんですか、殺されてしまったら。

**古武共生社会づくり支援担当課長** 例えばご家族の方を殺されました。そうしたらご遺族の方がおられると思いますので、その方に関するケアをやっていきたいと思っています。

○**杉田委員** だから家族含めてですね。それで（対象は）何親等とかないんですか。

**古武共生社会づくり支援担当課長** 2親等です。

○**杉田委員** 2親等ですか。奥さんは当然入りますよね。こども、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんも入る。

**古武共生社会づくり支援担当課長** そうですね。おじいさん、おばあさん、お孫さんまでですかね。

○**杉田委員** その範囲内の方から申請があれば対応できるというそういう条件、条例になっているんですね。

**古武共生社会づくり支援担当課長** はい。

○**杉田委員** わかりました。

○**木下委員** 2親等とかいうとややこしいことになるなと思いながら聞いていたのですが、ではパートナーシップの方は何親等の扱いをするんですか。

**古武共生社会づくり支援担当課長** 大阪市でパートナーシップの制度をやっています。

-----  
○**木下委員** あのね、考えられてないのやったら条例施行はもうちょっと慎重に対応されないといかんのではないですか。僕らは何のためにこの会議をやっているんですか。い



ままで、LGBT の説明も受けて、パートナーシップのいわゆる申請された方のアンケートで住宅とかで色々まだ悩みをお持ちですよ、というような話をしている流れの中で、何親等という言い方をしてしまうと逆にパートナーシップの扱いはどういう扱いになるんですかと、そこがコンプライトされていないで状況の中で、こういうのを拙速に施行することにはもうちょっと慎重に考えていただかないといかんとちがうのかなと思うんですけどもいかがですか。

○田丸市民局理事 いま、具体の施策について詳細制度設計をしているところですけども、何親等ということで説明させていただきましたが、パートナーシップ制度で大阪市の認証を受けていただいている方というのは、当然相手の方をパートナーというふうに考えております。

○木下委員 つまり、パートナーシップは 1 親等（「配偶者と同等」との意。以下同じ。）の扱いやということになるんですか。どうなんですか。

○田丸市民局理事 大阪市のパートナーシップ制度を受けていただいている方については 1 親等の扱いとしたいと考えております。

○木下委員 1 親等という取扱いするんですね、するのかもしれないのか、いま僕が聞いたから、いまそういう答弁になるんだらうけども、想定されてないわけですよ、あなた方の中では、この条例を施行するにあたって、対象は 2 親等なんですよ。

○田丸市民局理事 犯罪被害者等の等のご遺族、ご家族ということで想定しております。

○木下委員 2 親等がそのご遺族の対象なんですよ。ご遺族、ご家族の。3 親等は対象じゃないんですよ。支給の。そうですよ、だから救済する項目が色々ありながら、2 親等から外れた 3 親等以上の人は対象ではなくなるわけですよ。だからパートナーシップはどういう扱いで対応なさるんですかと言ったときに即答がなかったから想定されてないんですかということをお願いしただけです。

○田丸市民局理事 パートナーシップの相手の方については、想定しております。申し訳ございませんでした。

○木下委員 はい、以上です。

○山西会長 はい、よろしいでしょうか。

○藤本多文化共生担当課長 はい、すみません。

○山西会長 どうぞ藤本さん。

○藤本多文化共生担当課長 多文化共生指針の今後のスケジュールを申し上げること忘

れていまして、スケジュールとしまして3月にパブリックコメントを行いまして、4月には策定できるようにということで現在準備を進めておりますので、これにつきましても、委員の皆さま方よろしくお願い致します。

○**山西会長** はい、それでは、いま出ました様々なご意見・ご質問等を踏まえながら、大阪市犯罪被害者等支援に関する条例の制定に向けて充分有意義に利用していただければと思います。本日の議題は以上です。本日議論いただきました内容やご意見につきましては、今後取組みにあたって充分反映活用していただきますよう事務局で検討の上着実に実施をはかって頂きたいと思います。それでは事務局の方にお返しします。

○**廣原人権企画課担当係長** 様々な議論をいただきありがとうございました。それでは以上をもちまして第40回大阪市人権施策推進審議会を終了致します。本日はありがとうございました。

了